

電波行政の動き

広帯域移動無線アクセスシステムの免許方針案についての意見募集

[平成19年5月15日総務省報道資料より]

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向けた検討の結果を踏まえ、今般、広帯域移動無線アクセスシステムに関する免許方針案を策定しました。

つきましては、本免許方針案について、平成19年5月15日(火)から6月15日(金)までの間、意見を募集します。

1 経緯等

総務省は、広帯域移動無線アクセスシステムの導入に向け、「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」について、平成18年12月21日及び平成19年4月26日に情報通信審議会技術分科会から一部答申を受けたところです。また、広帯域移動無線アクセスシステムに関する電波法施行規則等の関係省令の一部改正案及び周波数割当計画の一部変更案について、平成19年3月14日に電波監理審議会に諮問しています。

総務省は、これらの検討を踏まえ、広帯域移動無線アクセスシステムに関する免許方針案（「2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案」）及び「2.5GHz帯の周波数(固定系地域バンド)を使用する無線局の免許方針案」を作成しました。

2 周波数割当ての概要

広帯域移動無線アクセスシステムの導入を予定している2.5GHz帯においては、隣接システム(移動衛星業務及び放送衛星業務のシステム)のガードバンドを除くと、2545MHz～2625MHzの80MHzが割当て可能な周波数となります。

このうち、2545MHz～2575MHz及び2595～2625MHzの30MHzの2つの帯域を全国展開する移動通信へ割り当てることとし、2575MHz～2595MHzの帯域（以下「固定系地域バンド」といいます。）は、上記の移動通信用のシステムとのガードバンド計10MHzを除いた10MHzの帯域を各地域における固定的な利用へ割り当てることとしました。

3 意見公募要領等

(1) 意見公募対象

- (ア) 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案
- (イ) 2.5GHz帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案
- (2) 意見提出期限
平成19年6月15日(金)午後5時（必着）
（ただし、郵送については、平成19年6月15日(金)付けの消印まで有効とします。）

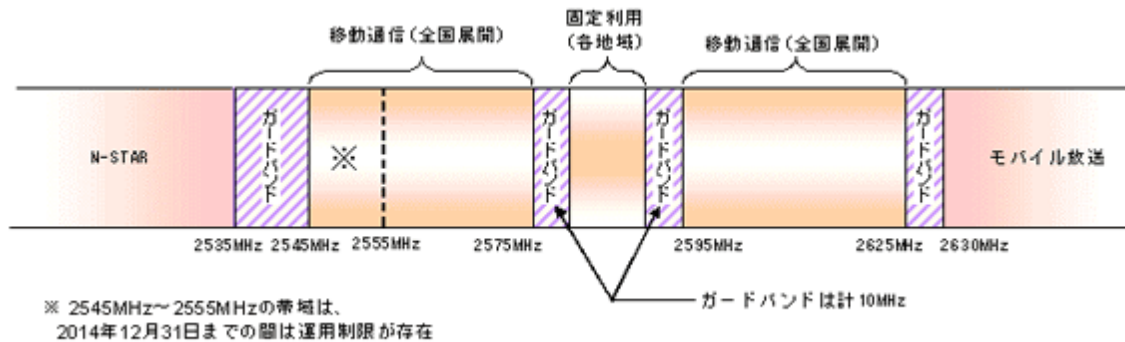


図 2.5GHz帯の周波数の割当てのイメージ図

4 今後の予定

- (1) 2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案
当該開設指針案については、皆様から寄せられた御意見を踏まえて電波監理審議会に諮問する予定です。その後、同審議会から適当とする旨の答申が得られた場合には、開設指針を制定し、開設計画の認定の申請を受け付ける予定です。
なお、申請があった開設計画については、総務省における審査、電波監理審議会への諮問を経て、本年秋頃までに認定を行う予定です。
- (2) 2.5GHz帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案
当該免許方針案については、皆様から寄せられた御意見を踏まえて決定する予定です。
また、免許方針案を踏まえた電波法関係審査基準案について、別途意見公募手続を経て、速やかに施行する予定です。
なお、固定系地域バンドを使用する無線局の無線設備の技術基準については、別途、関係省令等の改正案を電波監理審議会へ諮問するとともに、意見公募手続を経て、速やかに公布・施行する予定です。

5 連絡先

2.5GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針案について	2.5GHz帯の周波数（固定系地域バンド）を使用する無線局の免許方針案について
連絡先： 総合通信基盤局電波部移動通信課 担当： 西瀧課長補佐 電話： (直通) 03-5253-5893 (代表) 03-5253-5111 内線 5893 FAX： 03-5253-5946 E-mail： microwave_atmark_ml.soumu.go.jp	連絡先： 総合通信基盤局電波部基幹通信課 担当： 山下課長補佐、今井課長補佐 電話： (直通) 03-5253-5886 (代表) 03-5253-5111 内線 5886 FAX： 03-5253-5889 E-mail： microwave_atmark_ml.soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。
送信の際には、「@」に変更してください。

なお、具体的な意見募集の対象と募集要項の詳細は、下記URLの総務省報道資料をご覧ください。

<http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070515_1.html>

「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」
報告書（案）に対する意見募集
[平成19年5月11日総務省報道資料より]

総務省は、平成18年（2006年）11月27日より「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会（座長：羽鳥光俊 東京大学名誉教授）」を開催し、ブロードバンドの全国整備に向け、次世代ブロードバンド技術の普及を促進するため、“Japanプレミアム技術”を含めたブロードバンド技術の利用環境整備方策の在り方等について検討してきました。

このたび、本研究会において報告書（案）を取りまとめましたので、本案に対し、平成19年（2007年）5月11日（金）から同年6月11日（月）までの間、意見を募集いたします。

1 背景

ブロードバンドの全国整備については、「次世代ブロードバンド戦略2010」に基づき、国・地方公共団体・事業者が連携し、地域のニーズや実情に応じた適切な技術を利用しながら推進することが重要であり、そのためには多様な技術が利用できる環境の整備を図る必要があります。

ブロードバンド技術については、超高速サービスに対する利用者ニーズに応じて、FTTHのほかにも、例えば、3000GHzを超える周波数領域である赤外線領域や可視光領域を活用した技術など我が国が世界に誇る、いわゆる“Japanプレミアム技術”といった100Mbpsを超える通信速度を実現する有線系・無線系の次世代ブロードバンド技術が萌芽してきています。しかしながら、これらブロードバンド技術についての実用化に向けた利用環境の整備の検討が、必ずしも十分には行われていない状況にありました。

このような状況を踏まえ、総務省では、ブロードバンドの全国整備に向け“Japanプレミアム技術”を含めた次世代ブロードバンド技術の普及を促進するため、その技術面における利用環境整備方策の検討に資することを目的として、平成18年（2006年）11月27日より「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」を開催し、検討を行ってきたところ、このたび、本研究会において報告書（案）が取りまとめられました。

2 報告書（案）の概要

本報告書（案）では、ブロードバンドの技術革新、諸外国におけるブロードバンド技術の動向、これまでのブロードバンド技術や“Japanプレミ

アム技術”の開発動向について調査・分析がなされ、これら技術の導入に向けた三つの課題、国・地方公共団体・事業者・メーカー等に求められる今後の取組について取りまとめられています。

3 意見募集締切

平成19年（2007年）6月11日（月）午後5時必着（ただし、郵送については、平成19年（2007年）6月11日（月）付けの消印まで有効とします。）

4 今後の予定

寄せられた意見を踏まえ、平成19年（2007年）6月下旬を目途に報告書を取りまとめる予定です。

なお、意見募集対象（「次世代ブロードバンド技術の利用環境整備に関する研究会」報告書（案））、その概要、意見募集の詳細、連絡先等については、総務省報道資料 <http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070511_4.html> をご覧ください。

「次世代放送技術に関する研究会」報告書（案）に対する意見の募集
[平成19年5月10日総務省報道資料より]

総務省では、平成18年9月より、本格的なデジタル放送時代を迎える5～20年後を想定した次世代放送システムのイメージを確立し、その実現に必要な研究開発課題等を明確化させ、今後の放送技術政策の検討に資することを目的として「次世代放送技術に関する研究会」（座長：原島博 東京大学大学院教授）を開催しているところです。

このたび、同研究会における報告書のとりまとめに当たり、広く国民のみなさまの御意見を反映させるため、平成19年5月11日（金）から6月11日（月）までの間、意見を募集します。

1 意見募集の対象の概要

「次世代放送技術に関する研究会」報告書（案）

2 意見募集の期限

平成19年6月11日（月）午後5時必着（郵送の場合も必着とさせていただきます。）

3 今後のスケジュール

提出された御意見を踏まえ、6月中を目途に「次世代放送技術に関する研究会」報告書の公表を行う予定です。

なお、報告書（案）の内容、募集要項の詳細、連絡先等は、総務省報道資料をご覧ください。 <http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070510_1.html>

あっという間にゴールデンウィークが終わり、早くも五月も下旬、日に日に緑も色濃くなって来ました。四月の桜も良いですが、編集子個人としては、さわやかな新緑から次第に力強さを増していく緑が楽しめる5月の方がずっとドラマティックで面白いと思います。皆さんは如何でしょうか？このすばらしい季節にゴールデンウィークが設定されているということは、何処のどなたのお陰かは知りませんが、本当にありがたいことだと思います。

ヨーロッパ人、特にフランス人も5月に1～2週間休暇を取ることが多いようです。フランスの今年は、5月1日=メーデー、8日=戦勝記念日、17日=キリスト昇天祭、27日=聖霊降臨祭と、休日数では日本以上です。しかしこのバラつきでは連休にはしにくいだろう、と思った人は、麗しきかな、日本的常識人ですね。彼らは、このすばらしき季節、おし出て、羽をば伸ばさで何をかせむ？というセンスで法定休日の並び方に関わらず休んでしまうのでしょう。何時の日にか、私もそういう精神の自由を得たいと望んでいます。

それにつけても、女性も皆キレイになるし、5月って本当に良いですなあ。

(tss)